

高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種 事務の手引き

肺炎球菌ワクチン定期予防接種の実施にあたっては、「予防接種法（昭和23年法律第68号）」及び「定期接種実施要領」、「神戸市定期予防接種及び行政措置費用助成要綱」に基づき、本手引きに定める方法により接種及びその事務を行うこと。

1. 定期接種の対象者

接種日現在、神戸市民で、下記（1）（2）のいずれかに該当するもの

（1）65歳の者

（2）60～64歳の心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者および、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（概ね、身体障害者程度等級1級に相当）。

※過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（ニューモバックスNP）（以下、「23価ワクチン」とする）」を接種した者を除く。

<市内に住民登録があり、やむを得ず他市区町村などで接種する者の取り扱い>

市外の施設・医療機関等に入所・入院中、または基礎疾患を持ち、かかりつけ医が市外である等のやむを得ない理由により市外での接種を希望する者については、予防接種実施依頼書等を発行し（事前申請）、神戸市が接種を助成する。

<市外に住民登録があり、神戸市内で接種を希望する者の取り扱い>

市外に住民登録がある者は、原則、住民登録のある市区町村の制度に基づいて接種を行う。

3. 対象期間

65歳の誕生日の前日 ～ 66歳の誕生日の前日

2. 使用するワクチン及び接種回数

23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（ニューモバックスNP）

3. 自己負担額

4,000円

4. 予防接種を実施する医療機関

神戸市長と予防接種業務に関する契約を締結した医療機関、契約を締結した団体に所属する協力医療機関、及び市外の医療機関。

ただし、接種を希望する者が寝たきり等の理由から、当該医療機関において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止対策、副反应对策等の十分な準備がなされた場合に限り、当該医師による接種を希望する者が生活の本拠を有する自宅、入所施設等において実施しても差し支えない。

5. 長期療養特例

「特別の事情」がなくなったときから1年とする。特例の対象となる上限年齢は設けない。

6. 脾臓摘出者が肺炎球菌予防接種を希望する場合

脾臓摘出者は、治療として23価ワクチンを接種できるため（23価ワクチンは薬価が定められている）、定期接種として接種、または健康保険として接種のいずれかを選択することが可能である。以下の表のとおり、自己負担額や健康被害が生じた場合の補償の仕組みが異なるため、それらを十分に説明のうえ、本人が希望する制度により接種を行うこととする。

ただし、無料で接種できる要件に該当する場合は、自己負担額や健康被害の補償の取り扱いを定期予防接種により実施する。

	定期予防接種助成	健康保険適応
自己負担	4,000 円 <u>無料対象者は自己負担なし</u>	加入している健康保険の負担割合に応じて被接種者ごとに異なる（4,000 円より低額の可能性がある）。 ※負担割合等、医療保険制度に関しては、医療機関より保険者へ問い合わせる。
医療機関請求先	神戸市	健康保険の保険者
健康被害救済制度	予防接種法に基づく	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく

【医療機関向け】

1. 予防接種券について

- ・対象者へは事前に「接種券請求券」（ハガキ）を交付している。
- ・「接種券請求券」（ハガキ）は「接種済証」及び「請求券」にもなっているため、接種をする際は必ず対象者から「接種券請求券」を受領すること。

2. 接種時の留意点

（1）接種前

＜対象者の確認＞

- ・本人確認書類に基づき住所、氏名、生年月日により対象となるか確認する
- ・無料対象者については、P3【無料対象であることの証明書】にて確認を行い、「接種券兼請求券」（接種券ハガキ④面）の医療機関記入欄へ✓を入れる。

<接種の意思の確認>

- ・ あらかじめ「高齢者肺炎球菌の予防接種を受ける前にお読みください」等を用い、予防接種の有効性や副反応等並びに予防接種健康被害救済制度について十分説明し、接種について同意した者のみに接種する。
- ・ 対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認して差し支えないが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならない。

<予診>

- ・ 予診の結果、予防接種を受けることが適当でない者（「予防接種法施行規則」第2条及び「予防接種実施規則」第6条に規定）には、当日の接種を行ってはならない。
- ・ 予防接種を行うに際して注意を要する者（「定期接種実施要領」第1総論の7（1）のエに記載）に接種を行う場合は、接種を希望する意思を確認した上で、説明に基づく同意を確実に得る。

（2）接種について

- ・ 予防接種関係法令、定期接種実施要領及びワクチン添付文書に基づき、実施する。

ワクチンの種類	23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン
接種量・回数	0.5ml を 1 回皮下または筋肉内に接種
接種できない方	過去に 23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種した方

- ・ 同時接種は医師が特に必要と認めた場合に行うこととする。

（3）接種後

<被接種者への説明事項>

- ・ 接種後 24 時間（特に接種後 30 分以内）は、副反応の出現に注意し、観察しておく必要がある。
- ・ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けること。

<接種済証の交付>

- ・ 被接種者に、「**接種済証**」（接種券ハガキ②面）を交付する。
- ・ 被接種者が寝たきり等の理由から居宅で接種した場合など、アナフィラキシーショック等、万一の副反応発生時の連絡方法を指示しておくこと。
- ・

<予診票の保管・その他>

- ・ 「**予診票**」は、カルテに準じて 5 年間保管する。

2. 接種料

（1）自己負担額

	23 価ワクチン
無料対象者以外	4,000 円
無料対象者 ※	自己負担なし（無料）

※ 生活保護世帯、市民税非課税世帯、中国残留邦人等支援給付制度受給者
(注) 対象期間外の接種は任意接種となり全額自己負担。

(2) 接種料の徴収

- ・ 上記接種料を、被接種者から徴収する。
- ・ 無料対象者に該当するかは、以下の【無料対象であることの証明書】のいずれかにより確認する。

【無料対象であることの証明書】

- (i) 介護保険料のお知らせ(納入通知書)(第1～3段階のもの)
- (ii) 生活保護適用証明書または生活保護法医療券
- (iii) 介護保険負担限度額認定証
- (iv) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付対象者は「本人確認証」または「支援給付適用証明書」
- (v) 神戸市発行の公害医療手帳
- (vi) 無料対象確認証(i～vまでの書類がない場合発行)

証明書類 →



(3) 接種料の請求

契約医療機関は、予防接種を実施したときは、被接種者から自己負担額分の徴収及び神戸市に助成額の請求を行う。

①請求時の送付書類

1. 請求書

請求件数と接種券兼請求券(接種券ハガキ④面)の枚数が合致しているかを確認

2. 接種券兼請求券(接種券ハガキ④面)

記入漏れ、チェック漏れがないかを確認

②請求期限

- ・ 請求書は、提出期限までに、神戸市行政事務センターに到着するように提出する(可能な限り翌月5日まで)。提出期限以降に届いた請求は、翌月の支払審査となる。
- ・ 翌年度に繰り越した請求に対しては、原則支払うことができないため、請求漏れのないように十分に注意する。

4. 予防接種後副反応疑い報告

予防接種によるアナフィラキシー(即時性全身反応)など、予防接種法施行規則第5条に規定する症状の患者を診察した場合は、速やかに(独)医薬品医療機器総合機(PMDA)へ報告すること。(平成25年3月30日健発0330第3号、薬食発0330第1号「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」を参照)

※報告については、「電子報告受付サイト」からの提出

報告受付サイトは
こちらから!



5. 予防接種健康被害救済制度

予防接種を受けた者のうち、健康被害が生じた(疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した)場合においては、予防接種法による「予防接種健康被害救済制度」として取り扱うものとする。

【参考資料】



予防接種法



定期接種実施要領
(R7 年 3 月 31 日改正)



予防接種健康被害救
済制度について



市ホームページ医療機
関向け情報